

## 第8回理事会報告

開催日時 平成24年9月29日(土) 11:00 ～ 15:43

開催場所 当連盟 3階会議室

第8回理事会が、平成24年9月29日に当連盟会議室で開催されました。

臨時開催となる今回の理事会では、懸案となっている連盟の財政再建にともなう会費前納者の取扱いと第7回理事会(平成24年7月開催)で継続審議となった理事・地方本部長の補充に関する事項の議案が審議されました。

---

### 【議 題】

第1号議題 会費前納者の取扱いについて

第2号議題 役員欠員に伴う今後の対応について

※協議事項

---

### 【審議の概要】

#### 第1号議題 会費前納者の取扱いについて

会費前納者の取扱いについては、平成22年通常総会(名古屋)の終了後も会費前納制度の見直し策等を検討するために、「財政問題検討ワーキンググループ(以下「WG」という。)(WG座長=JA3HXJ 長谷川副会長)」の会議において、平成22年10月から平成24年6月までの間に10回の会合を開催した。

次いで、平成24年9月6日から新たなWGとして開催した「財政・機構検討WG(座長=JA3HXJ)」の会議において、平成13年からの会費前納見直し議論の経緯や背景、現状等を十分に検討した結果、多くの選択肢の中から平成22年総会の時に類似する案が最適であると判断した。これを素案として会費前納者の身分保証の検討を加え、前納者が会員のまま在籍して貰うことを尊重すること等の説明が行われた。

会費前納者は従来は「終身会員」としての呼称により取扱いをおこなっていた。財政見直し議論と共に呼称は会費前納者に統一されたが、前納者はある時期のJARLを支えた方々であり、組織拡充への貢献者として今後もずっと会員のまま在籍して貰うようにしたい。今後は、「ライフメンバー(Life Member=終身会員)」として改めて位置付けると共に、事業を行う上で必要な場合は、応分の負担をして貰うことを検討したいとの意見があった。

審議では、現在に至るまでの議論で、会費前納者に対して妥当性のある受益者負担は願わざるを得ず、QSL転送等の直接的な経費がかかる事業に対しては、負担を願うことは

避けて通ることはできないとした。

さらに、「会費前納者に関する規定の改正案」が改めて配布され説明があり、平成22年総会での案に類似したものは WG での検討の結果であるが、この上程案を基本に、会費前納者の身分保証の内容と会費納入免除期間の期限等について議論がおこなわれた。

以上を審議した結果、第1号議案の会費前納者の取扱いについては、次の扱いとすることを全員異議なく承認した。

- (1) 本議案に関する事項は、規定類の改正を含めて本年 11 月開催の第 9 回理事会において審議する。
- (2) 会費前納者の身分は会員の中での「ライフメンバー」とし、「選挙権、被選挙権」等は保証する。
- (3) QSL 転送の費用は応分の負担とする。
- (4) JARL NEWS の配布は停止する。また、印刷物に対する取扱いの詳細は、次回理事会で継続審議とする。
- (5) 会費納入免除期間等の原案に関する修正案は、平成24年10月末日までに、理事者が提案をおこなう。
- (6) 「会費の納入を免除されている者」の今後の取扱いは、平成25年定時社員総会へ上程する。

また、会費前納者に関しては、無線局免許が失効している方も含まれているので、これらの方の准員移行(会費前納者である准員)を柱に至急精査し、正確なデータを得るための措置に対して迅速に対処していくことを申し合わせた。

## 第2号議題 役員欠員に伴う今後の対応について

役員欠員に伴う今後の対応については、第7回理事会(平成24年7月開催)において、社員総会で欠員を生じた場合の役員候補者の取扱いや規則改正の必要性その他の検討がおこなわれたが、結論には至っていない。その議論の案は次の(1)から(3)までのとおり。

- (1) 案の1「規則第28条第1項の類推解釈により選挙の時の次点者を役員候補者とする。」は、採用しないこととした。
- (2) 案の2「規則第28条第1項を理事会において規則改正を行った上で次点者を理事候補者とする。」は、改めて検討することとした。
- (3) 案の3「臨時選挙を実施して理事候補者を選出し、臨時社員総会を開催して理事の補充を行う。」は、改めて検討することとした。

このため今理事会での継続審議となり、前回の理事会で上程している上記の(1)から(3)の案に、次の(4)から(6)の案、本議案に関する理事提案(1. から4. )がそれぞれあり、第2号議案の中で審議することとした。

また、専務理事から、本年6月に開催された第1回定時社員総会の理事選任の議決内容

をめぐって、平成24年9月25日に会員からの「要望書並びに署名簿」が、事務局へ提出されており、本議案での理事提案に関連する事項であるので、併せて議論をおこなった。

- (4) 案の4として、「地方本部長の代行を規定上に定める。」
- (5) 案の5として、「理事でない地方本部長を規定上に定める。」
- (6) 案の6として、「理事である者を地方本部長が不在の地方本部の本部長の任を充てる。」

---

(本議案に関する理事提案は、次の1から4までのとおり。)

1. 地方本部長代行の期限を求める件
  - ・本部長空席に対する対策もせず長期間本部長代行で済ませることは、地方組織の劣化を招いて許されるはずはなく、3~6ヶ月が限度と考える。
2. 規則第31条に、「選挙結果を最大限尊重すること」という文言を追加する件
3. 補充理事選挙の実施と臨時社員総会の開催を求める件
  - ・速やかに空席になっている4理事の補充選挙を実施すること。
  - ・選挙後、臨時社員総会を速やかに開催し、選任を求めること。
  - ・臨時社員総会の実施に際しては、次項4.に基づき実施されること。
4. 定款第34条2項(2)に基づき次の通り臨時社員総会を開催する件（補充選挙を行わないで臨時社員総会のための案）
  - ・臨時社員総会の目的事項：理事4名選任の件。
  - ・臨時社員総会の日時：本日より6週間以内とし具体的日時を会長に一任する。
  - ・臨時社員総会の場所：会長に一任する。
  - ・臨時総会の実施には必ず、公明正大、中立での議長団の指名を行うこと。

---

以上について、第2号議案並びに理事提案を検討した結果、次の事項に沿って内容の審議がおこなわれた。

### 【第1の論点】地方本部長代行に対する事案

規則第37条（地方本部長）の定めにより、地方本部長は、地方本部毎に行なわれた理事候補者の選挙で選ばれ、社員総会の決議を得て理事となったものがその任にあたることが規定されている。しかしながら、現状における緊急の措置として取扱っている「地方本部長代行」については、従来からの慣行による臨時の措置であり、規定の定めがない。

この今後の取扱い方法を審議した結果、会長、副会長の検討結果により実施されている地方本部長代行の取扱いについては、役員欠員の措置が正式に整うまでは、その間、「理事でない地方本部長」を委嘱することによって、当面の地方本部運営をおこなうこととし、全員異議なくこれを承認した。

規則の変更は、次のとおり(下記枠内の下線部分の表記を追加)であるが、第 9 回理事会（平成 24 年 11 月開催）において、改めて規則変更案を議題として取り上げることで決定した。

「案の 5」により承認

(規則第 37 条第 1 項を改正し、理事でない地方本部長を定める。)

(地方本部長)

第 37 条 地方本部長は、第 20 条第 3 項の規定による地方本部区域毎に行われた理事の候補者の選挙で選ばれ社員総会の決議を得て理事となった者がその任にあたる。ただし、理事に欠員が生じた場合若しくは社員総会の決議を得られず当該地方本部区域内の理事がいない場合であって、第 28 条の規定による理事の選任が行われるまでの間は、当該地方本部の過半数以上の支部長が推薦する当該地方本部区域内の正員に会長が委嘱することができる。この場合の地方本部長は、理事の職務に就くことはできない。

## 【第 2 の論点】欠員等の選挙等に対する事案

規則第 28 条（役員が欠けた場合の措置）の定めにより、社員総会で議決を経て理事になった者に欠員が生じた場合は、次点者あるいは新たに選挙を実施することが現行規定で定められている。しかしながら、本年 6 月に開催された第 1 回定時社員総会における理事選任の議案においては、正員の選挙によって理事候補者となっている者 4 名が否決され、規則第 28 条（役員が欠けた場合の措置）の取扱いの主旨とは内容が異なることから、議論がおこなわれた。

また、補充等の選挙を実施して定時社員総会に諮るためには、定時総会の開催前に規定類変更のための臨時社員総会を開催する必要がある、その開催に係わる経費(約 400 万円程度)と選挙実施のための諸経費(約 1,200 万円程度)が必要となること等に対する議論もおこなわれた。このため、議長は第 2 号議案中の「欠員補充のための選挙の実施の取扱い」に関して、選挙を実施する方向で検討するか否か、挙手による賛否を諮ったところ、次のとおり賛成多数で選挙による方法を検討することを承認した。

(出席理事 12 人、議長を除く 11 人による挙手による採決の結果)

賛成 7 人

反対 4 人

以上の通り、第 2 号議案に関する 2 件の論点についてはそれぞれ決定したが、規則を含む規定等の改正をおこなう必要があり、また、臨時社員総会の開催や選挙事務の実施が日程的に可能かどうかの検討をした上で、第 9 回理事会（平成 24 年 11 月開催）において、改めて議案として上程し審議をおこなうこととした。

---

## <協議事項>

### 1. 第 15 回 IARU 第 3 地域総会への派遣について

第 15 回 IARU 第 3 地域総会が、平成 24 年 11 月 5 日(月)から同 9 日(金)まで、ベトナム・ホーチミン市で開催されるため、JARL 代表団として派遣する人員について協議を行った結果、次の者を派遣することとした。

なお、各加盟団体の代表者会議が前日開催されるので、派遣日程は、平成 24 年 11 月 3 日(土)～11 月 11 日(日)とした。

○派遣人員：2 名

- ・ JA1HQG 有坂芳雄 (JARL 代表団団長)
- ・ JA1DM 海老沢政良 (IARU Reg.3 STARS 議長)

また、IARU 第 3 地域からは次の人員が派遣されることになっている。

- ・ JE1MUI 遠藤静夫 (IARU Reg.3 理事)
- ・ JA1CJP 山本勝美 (IARU Reg.3 事務局長)
- ・ JA1KAB 小室圭五 (IARU Reg.3 理事会特別顧問)

### 2. 理事からの提案について

#### ○地方局・補助局の設備機材更新について

〔提案要旨〕 各エリアには RL や YRL 等の地方本部管理の機材が存在し、特別局の運用等に供されている。しかし、新スプリアス基準の制度も実施され始め、この規格を満たさない機材は、平成 29 年 11 月 30 日迄に免許を受けた物に限り平成 34 年 11 月 30 日までは使用可能という状況である。現在、各エリアに配分している機材の構成にもよるが、直轄レピータ局の装置の扱いも含めて来るべき日に向け、今から計画を立てて補充や更新が必要と考える。

以上について協議した結果、平成 29 年のスプリアス規制の件については、JARL 局においても事前に準備が完了できるよう、各エリア毎の RL 局通信機等の確認をおこなっておくよう申し合わせた。

## <主な報告事項>

議案及び協議事項の終了後、日野岳専務理事(JE1KAB)から業務報告がおこなわれました。

### 1. 委員会等の開催について

つぎのとおり委員会等が開催された。

- ・ 第 1 回財政・機構検討ワーキンググループ (平成 24 年 9 月 6 日：WG 作業の方向性の確認、作業項目・審議の優先事項の整理 ほか)
- ・ コンテスト審査分科会 (平成 24 年 7 月 22 日：第 54 回 ALLJA コンテスト書類審

査)

## 2. 特別局の開設承認について

平成 24 年 8 月に開設が承認された特別局は、次のとおり。

### ○関東地方本部

- ・ 行事の名称 アクアラインマラソン  
開設期間 H24.08.24～H24.10.31
- ・ 行事の名称 杉並区制施行 80 周年記念事業  
開設期間 H24.09.01～H24.10.31
- ・ 行事の名称 小平市制 50 周年記念事業  
開設期間 H24.10.01～H24.11.30
- ・ 行事の名称 第 35 回記念大会 日本スリーデーマーチ  
開設期間 H24.10.01～H24.11.04
- ・ 行事の名称 木更津市制施行 70 周年記念  
開設期間 H24.10.01～H24.12.31

### ○九州地方本部

- ・ 行事の名称 2012 佐賀インターナショナルバルーンフェスタ  
開設期間 H24.10.06～H24.11.05

### ○北海道地方本部

- ・ 行事の名称 受信環境クリーン月間  
開設期間 H24.10.01～H24.10.31

### ○東北地方本部

- ・ 行事の名称 「八重と会津博」記念事業  
開設期間 H25.04.01～H25.07.31

## 3. 諸報告

経理状況、会員数の動向、継続会費の自動振替、会費の一般クレジットカード決済登録件数、インターネットサービスの登録数、特別局等の収支等の報告、その他の報告をおこないこれを了承した。

なお、ARDF 委員長(=JA2HDE)から、本年 9 月 10 日から 14 日までセルビア国で開催された第 16 回 IARU ARDF 世界選手権大会では、32 名の選手団が参加した。今回も現地集合・現地解散による運営方法で実施されたが、期間中の怪我等はなく無事終了したことが報告された。

(15 : 43 終了)